

緑川流域アウトドア施設誘客促進・連携事業業務委託仕様書

1 業務名

緑川流域アウトドア施設誘客促進・連携事業

2 事業の趣旨及び目的

緑川流域地域（美里町・御船町・甲佐町・山都町）が誇る魅力「豊かな自然」を体感できる「キャンプ場をはじめとするアウトドア施設」をフックとして、新型コロナウイルス感染症の収束後選ばれる持続可能な観光施設を目指すために、体験型プログラムの開発・醸成やイベント展開、人材育成及び情報発信を行うことにより、九州中央自動車道のIC開通効果を交流人口の拡大につなげるとともに、新型コロナウイルス禍で大きく客数の落ち込んだ緑川流域アウトドア施設への誘客促進及び地域活性化を図る。

3 委託業務内容

（１） 人材育成・事業化支援【事業費：3,500,000円程度】

緑川流域アウトドア施設へのアドバイザー派遣等により、令和元年度に開発した体験プログラム等の自主展開を支援すると共に、新たな体験プログラムの開発を行う。緑川流域アウトドア施設の交流・意見交換等を促し、アドバイスや技術支援等が相互に行える環境を構築する。

ア) アドバイザー派遣対象施設は次のとおりとする。

美里町ガーデンプレイス・家族村（美里町）

吉無田高原緑の村（御船町）

川平キャンプ場（甲佐町）

服掛松キャンプ場（山都町）

イ) 新たな体験プログラムの開発にあたっては、熊本県内を中心としたキャンプライトユーザー及び緑川流域地域に興味を持ち、来訪いただける層を誘客ターゲットとし、各施設の特徴を活かした体験プログラムを開発するとともに、開発した体験プログラムの運営を担う人材を育成すること。

なお、体験プログラムの開発にあたっては、各施設において自主事業として存続できる仕組みとしていくこと。

ウ) 事業化支援の一環として、新たに開発した体験プログラムを体験できるモニターツアーを開催するなど、対象施設の魅力を体験できるイベントを展開すること。

なお、対象施設ごとのイベント開催時期については、集客等の相乗効果を勘案し、もっとも効果的な時期に開催すること。

エ) 上記ア) で示した対象施設間同士の連携構築を目的とした交流会を開催するなどし、各施設間同士でのアドバイスや技術支援等が相互に行える環境を構築するこ

と。

(2) アウトドアショップとの連携【事業費：2, 280, 000円程度】

キャンプ教室や展示会など緑川流域アウトドア施設の誘客につながるイベントを施設等で開催する。また、緑川流域への誘客促進につなげるために、アウトドアショップの会員等を対象とした周遊チケット等を作成する。

ア) 令和元年度に緑川流域連携事業で作成したパンフレットの店頭設置及び紹介。ただし、県内に事業所を有し、キャンプ用品の取り扱いがあること

イ) 緑川流域広域構成市町村（4町）の指定するキャンプ施設利用者への特典、割引等のサービスを設ける。内容は別途協議する。

ウ) 緑川流域広域構成市町村（4町）の指定するキャンプ施設内でのビギナー向けのキャンプ教室を行う。参加料は徴収することとし、参加人数、場所、講師の選定、テントや焚火台等のキャンプ用品の借用費等については別途協議する。

(3) アウトドア施設をフックとする情報発信等

①情報発信【事業費：2, 820, 000円程度】

熊本県内を中心とするキャンプライトユーザーに向け、令和元年度に作成したパンフレットをアウトドアショップ等の店頭に設置依頼を行う。同じく令和元年度に作成したPR動画や、Instagramについては閲覧回数を増やすために、広告としての利用を実施する等の取り組みを実施する。その他、キャンプ雑誌等への記事掲載等を行い、効果的な情報発信を行う。

ア) 昨年度作成したYouTube 動画（7本）を有効に活用した情報発信（アクセス数の向上等）

イ) Instagramでの効果的なキャンプ場紹介

ウ) 昨年度作製した緑川流域キャンプ場パンフレットの配布（SA、アウトドアショップ等）

②グッズ製作【事業費：1, 400, 000円程度】

緑川流域アウトドア施設を広くPRするためのロゴマークを作成する。ロゴマークを活用して、各施設で開催するイベント参加者や、アウトドアショップ等で行うPRイベント等で配布するようなキャンプユーザーに需要が高いグッズについて調査、検討し、デザイン、製作する。

ア) ロゴマークの作成については、緑川流域アウトドア施設の知名度向上を図り、今後の情報発信の活用には効果的なロゴマークを作成すること。

イ) グッズの製作については、当委託業務にて行う体験プログラムの参加者や、緑川流域アウトドア施設の来客者に配布するノベルティを製作することとし、ノベルティをきっかけに各施設の新規顧客やリピーターの獲得につながるようなグッズと

すること。

ウ) グッズの仕様、数量、納入期限については、受託者の提案をもとに、別途協議のうえ決定する。

4 委託期間

契約締結日から令和3年2月26日（金曜日）まで

5 受託者の義務

受託者は、この業務を遂行するために調査等の意図及び目的を十分に理解し、高度な技術を発揮するよう努めなければならない。また、業務の実施過程で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

6 提出書類

受託者は、関係書類提出を、緑川流域広域連携事業実行委員会（以下「委員会」という）に遅延なく提出しなければならない。

- （１）着手届
- （２）業務工程表
- （３）業務完了報告書
- （４）その他委員会が必要と認めたもの

7 打合せ等

受託者は、この業務を適正かつ円滑に遂行するため委員会と密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を解明するものとし、その内容についてはその都度打合せ簿に記録し、相互の確認をしなければならない。

8 納品する成果物

受託者の提案内容により、必要に応じ委員会と受託者が協議のうえ、提出物を決定するものとする。

9 著作権

事業で作成した成果物の著作権及び新たに撮影した写真等に関するすべての著作権は委員会に帰属するものとし、熊本県、美里町、御船町、甲佐町及び山都町が施策の推進に必要なものに使用することができる。

なお、著作権の取り扱いについて疑義がある場合は、委員会と受託者が協議のうえ、決定する。

10 留意事項

- (1) 業務の実施については、統括責任者を置き、業務全般の活動を一元化できる体制を整えるものとする。
- (2) 人件費、旅費、宿泊費、食費、通信費、印刷製本費等、業務実施のために負担する受託者の一切の経費は、全て委託料に含まれるものとする。
- (3) PRする観光地等については、委員会と受託者が協議して決定する。
- (4) 写真・動画素材等について、委員会が保有するものについては提供できるが、必要に応じて受託者の責任において素材を収集すること。
- (5) 業務の遂行に起因し、第三者に損害を与え、第三者から苦情があった場合には、受託者において損害賠償、または苦情処理の措置を講じるものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染拡大等の影響により本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、委員会と受託者が協議のうえ対応する。
- (7) この仕様書に記載なき事項があった場合、または疑義が生じた場合は、速やかに委員会と協議し決定するものとする。

○企画コンペについてのお問い合わせ

緑川流域広域連携事業実行委員会（美里町林務観光課内）

担当：大本・吉成

住所：〒861-4732

熊本県下益城郡美里町三和420

電話：0964-47-1112 FAX:0964-47-0110

E-mail：yoshinari-satoshi@misato.kumamoto.jp